１．在外支店の外貨表示財務諸表と在外子会社の外貨表示財務諸表の邦貨（円額）への換算方法の違いを説明せよ
２．四半期財務諸表の目的に照らして、「予測主義」と「実績主義」のどちらが適しているかあなたの考えを述べよ
３．会計上の変更を三つの類型に分類し、それぞれの定義と原則的な取り扱いを説明せよ

１．外貨表示財務諸表の円額への換算方法は、本社が日本にあり、外国に支店がある場合は本国主義で行い、親会社が日本にあり、子会社あるいは関連会社が外国にある場合はある程度独立性を認められており、現地主義で行われる。

本国主義は、在外支店が外国で経済活動を行っても、本社の一部とみなして本社と同じ円額への換算方法をとっている。基本的にテンポラル法を採用する。

貸借対照表の資産・負債は決算日レートを使用する。商品は期中平均レート、建物は取得日レートを使用する。当期純利益は貸借対照表の換算された資産合計から負債合計を差し引いた金額とする。

損益計算書の換算方法は原則、本店と同じ方法を使用する。収益合計と費用及び当期純利益の合計額との差額が為替差益（為替差損）となる。

現地主義は、外貨表示の業績が換算されるように配慮されている。

貸借対照表の項目は、決算日レートにより換算され、損益計算書の項目は、期中平均レートにより換算される。収益、費用の換算に用いる期中平均レートには、それらの収益や費用が帰属する月または半期などを算定期間とする平均レートである。

２．四半期財務諸表の目的は、３か月ごとの第１、第２、第３四半期についての有用な情報を提供することである。本来は一年の決算期に提供された財務諸表であるが、社外の株主や投資家が会社の業績を迅速に知り意思決定をするために改定された。

四半期財務諸表には 2 つの考え方があり、予測主義と実績主義である。現在は実績主義により作成されている。

予測主義は、四半期財務諸表が授業年度の業績に対して、予測をするための情報であるとする考え方である。したがって年間発生額を予測し、４分の一を四半期の業績とする手続きが必要となる。

実績主義は、四半期を独立した事業会計年度として、年次財務諸表と同じ会計処理をするものである。したがって第１から第３四半期の財務諸表を作成し、最後に年度の財務諸表作成する必要があり、会計処理にかかる費用が４倍必要になる。

予算主義は、実績の伴わない予測による財務諸表になり、利害関係者にとっては信頼できない四半期財務諸表である。結局は前年度の業績と同じものを作成することになってしまう。作成者側にとってもあまり意味のない財務諸表を作らざるを得ないことになる。

経済状況は、迅速に変わり、また世界的な動きにも敏感になってきている。このような状況の下では、利害関係者は一刻も早く会社の実態を知ることを要求している。そのためにも３か月ごとの現実の経営状況を知るためにも実績主義の四半期財務諸表の方が適している。

３．会社法により、財務諸表の過年度事項の変更・修正が可能となった。会計上の変更として、①会計方針の変更、②表示方法の変更、および③会計上の見積もりの変更がある。

会計方針の変更とは、「正当な理由によって会計処理の原則又は手続きに重要な変更を加えたときは、当該財務諸表に注記しなければならない」という規定による。ここでいう「会計処理の原則又は手続き」が会計方針になる。正当な理由は、公認会計士などの監査人が正当性を検証しなければならない。

変更の取り扱い方で、原則的には新たな会計方針を過去の比較表示されているすべての期間に遡及し適用する。遡及適用が実務上不可能な場合は、実行可能なもっとも古い期間の期首時点で累積的影響額を算定し、その期首残高から新たな会計方針を適用する。

表示方法の変更とは、財務諸表の表示の方法であり、科目分類、科目配列および報告様式などが含まれる。比較財務諸表の表示方法を変更した場合は、過去の財務諸表に遡って、新たに採用した表示方法に変更しなければならない。

会計上の見積もりの変更とは、新たに入手した情報に基づいて、過去に作成した財務諸表の会計上の見積もりを変更することである。会計上の見積もりとは、不確実な情報による貸倒引当金の見積もりや有形固定資産の耐用年数の見積もりなどがある。

原則的に、将来に向けた変更として扱われる。ただし過去の見積もりの誤りに対しては「誤謬の訂正」として扱われる。固定資産の耐用年数の変更については、従来の臨時償却制度を廃して、当期以降の費用配分にのみ影響させる「プロスペクティブ方式」によることになる。減価償却方法の変更等は、見積もりの変更として取扱い遡及適用はしない。　(A)